

立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 6 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定による。

立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例

立川市学校給食施設設置条例（昭和43年立川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="138 644 1097 794"> <thead> <tr> <th data-bbox="138 644 622 695">名 称</th> <th data-bbox="622 644 1097 695">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="138 695 622 746">立川市学校給食東共同調理場</td> <td data-bbox="622 695 1097 746">立川市泉町1156番地の18</td> </tr> <tr> <td data-bbox="138 746 622 794">立川市学校給食西共同調理場</td> <td data-bbox="622 746 1097 794">立川市泉町1156番地の14</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	立川市学校給食東共同調理場	立川市泉町1156番地の18	立川市学校給食西共同調理場	立川市泉町1156番地の14	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称は、立川市学校給食共同調理場とし、立川市泉町1156番地の14に置く。</p>
名 称	位 置						
立川市学校給食東共同調理場	立川市泉町1156番地の18						
立川市学校給食西共同調理場	立川市泉町1156番地の14						

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。